

### 診断助成制度における 65 歳未満の方の対応についての検討

#### 1. 現在の認知症神戸モデルにおける取り組み

- ・65 歳未満の方は、かかりつけ医の紹介で市内の認知症疾患医療センター（7か所）を受診し、認知機能精密検査の結果、認知症または軽度認知障害（MCI）と診断された場合、認知症疾患医療センターでの検査に係る費用を助成の対象としている。
- ・精密検査の結果、認知症新薬の投与対象者の可能性がある場合は、認知症疾患医療センターが実施する「認知症新薬にも対応した第2段階」へ紹介され、国の「最適使用推進ガイドライン」に基づき新薬の投与可否も含めて診断を受けることができる。
- ・事故救済制度については、若年性認知症の方も加入いただける制度としている。

#### 【参考】65 歳未満の方の認知症診断の難しさ

かかりつけ医などの近隣の受診しやすい医療機関では、鬱などの他の疾患による認知機能の低下等との区別が難しく、若年性認知症の診断においては、非常に高度な専門性が必要となるため、地域の認知症医療の中核であり、認知症の専門医や様々な画像診断を行うための機材がそろう認知症疾患医療センターに紹介する流れとなっている。

#### 2. 検討を行う理由

若年性認知症について、早期発見・早期治療を促進するため、最初の医療機関から診断費用の助成を行ってほしいとの要望があった。  
これを機に、認知症の診断に関して受診を必要とする 65 歳未満の方にとって、認知症診断助成制度がよりよい制度となるよう検討をしていく。

#### 3. 検討内容

##### 65 歳未満の方にとっての認知症診断助成制度の在り方

(若年性認知症について、早期発見・早期治療ができるよう、制度はどうあるのがよいか、また、どのような取り組みを進めていくのがよいか)